

VI

奈良県立橿原考古学研究所 寺澤 薫
kaoru terasawa

首長居館論追補

～八王子遺跡の古墳時代前期初頭遺構に寄せて～

1 はじめに

2001年の8月22～23日、9月28日の二回にわたって、愛知県埋蔵文化財センター尾張事務所において、報告書作成中の一宮市八王子遺跡の古墳時代前期初頭を中心とした整理状況とその成果を知る機会を得た。その際の感想なり意見をおもに「居館論」の立場から「大胆に」コメントせよということである。発掘現地をこの目で見えない不安と後ろめたさは残るが以下感想を思うままに書きとどめたい。

2 事実認識

この際に得た成果と主要な情報を私なりに簡単に整理すると以下の通りである。

1. 八王子遺跡は調査地の北東に中心をもつ前期の環濠集落に始まり、中期前葉には逆に地形的に高い西半部が環濠集落の居住域となり、かつての前期環濠域は環濠外居住域として展開する。環濠は中期後葉に機能を停止し、中期末には大形方形周溝墓域となるが、直前に銅鐸が埋納される。後期山中式期の居住域は東南（L地区）に前半期の堅穴住居5が出現するが、環濠集落の継続としては小規模に過ぎる。

2. 問題とされる遺構群は廻間I-0式期に突如出現した。大溝NR-01を界した北方に4×4間四方の大形掘立柱建物を囲む復元約80×40mの長

方形の外溝と復元約55×25mの長方形内溝が、南方に復元240×110mもの矩形の区画溝とその中央西半に2×3間の掘立総柱建物を囲む15×11mほどの互い違い、ないし15m四方（内部は整地土）の区画、独立棟持ち柱建物2、小規模な掘立柱建物5、堅穴住居5（堅穴住居は切り合いを含み、次期の可能性もある）がまずつくられた。いずれも区画溝の外には同時期の遺構は存在しない。

3. 続く廻間I-1～3式期には、まず井泉SX-05が掘られ、以降、祭祀に際して継続的に大溝NR-01への小形壺・鉢、高坏、器台を主体とした祭祀土器や木製品の投棄がなされた。北方長方形区画遺構はこの段階も引き続き存在しているが、すでに機能が停止していた可能性も否定できないという。南方区画では切り合い関係のある50棟近い堅穴住居がこの時期のものだという。

4. 廻間I-4式期には、北方長方形区画は北溝を除いて埋没している。井泉や大溝NR-01への祭祀行為も完了しているらしい。同時に南方の居住区も急速に衰退するようである。

5. 廻間II式前半期には旧河道南側に堅穴住居6と50×40m程の長方形区画溝が復元されている。区画溝の東溝は前代の南方区画の東溝を踏襲している。内側にさらに区画溝があるが、本区画溝に伴う遺構は不明である。以降、4世紀後葉の松河戸I式前半期に東南（L地区）に堅穴住居群が再び出現するまで、100年以上にわたってこの地域の居住痕跡は絶えることとなる。



3 事実認識についての二、三の問題と解釈

3-1 北方長方形区画

北方の長方形外溝は、大形掘立柱建物を西溝と北溝で折り返した復元である。掘立柱の断面から判断して1m近い削平は考えるべきであろうから北西隅の開放には消極的である。内溝も古代の溝(SD-37)からの図上判断であるから積極的に土塁やその内法の塀などを復元できない(構造的にはそうであったと想像するが)。

中心的大形掘立柱建物は4間四方の総柱建物が考えられているが、柱間2.0mに対して南が2.4mなので3間四方の南に前縁のつく建物の可能性もある。長方形区画の主軸がN-20°-Eなのに対して、建物はN-約15°-Eとより真北にちかい。同時性を積極的に主張する証拠もないが、かと言って方位の違いも否定材料にはならない。祭殿や主殿の主軸と方形区画の方向がずれるこの程度の方位差は例えば、京都府向日市中海道遺跡、群馬県伊勢崎市原之城遺跡などの首長居館や滋賀県守山市伊勢遺跡や下之郷遺跡遺跡などの弥生時代の特定区画にもまま見られることであるし、中国の都城や辺塞城でも、唐代の吐魯番県高昌故城の外郭と内城、北宋開封城の宮城と内城の真北との方位差、成都市宝墩龍馬故城の新石器時代晩期の中心土壇遺構主軸と城壁方向とのN-35°～45°-Wや、前蜀成都城のN-30°-Eもの誤差に類例があり、いずれも宮城や内城の方が真北に近く造営されていることは留意すべきである。

重要なことは長方形区画の中や周囲に他の遺構がまったく見られないことであるが、問題は1m近い削平が想定される区画内にまったく他の建物がなかったかどうかである。小規模な掘立柱建物や平地住居、竪穴住居などは削平された可能性も捨てがたい。

3-2 南方区画

南方の矩形区画も東溝の約35m分、南溝の約20m分が発掘されたことによる復元である。整然とした長方形区画溝を復元するより、北辺は旧河道に面し、居住区を囲む不整矩形の環溝的区画と考えた方がよいだろう。中央西半の2×3間の掘立総柱建物を囲む区画溝は南が抜けており、一方、15m四方の塀・柵内は内部が整地した土で充填されていたというから、盛土によって台が形成され、内部の建物が削平されている可能性もある。ここでも区画や総柱建物の主軸は南方区画の方向とは大きくずれ、北方区画の大形建物の主軸方向に近い。北方区画の大形建物と、南方区画の中央西区の区画・建物が一体的な計画で造られたことを示すものであろう。この意味では、独立棟持ち柱建物の一棟も同方向であり、同時性が考えられる。

50棟を越える竪穴住居の同時性については個々の遺構・遺物にあたっていないので発言資格はない。ただ、現状の廻間I-0式期とI-1～3式期の分離分布が判然としたものかどうかにはいささかの不安もあるので、可能性としての議論は次項でふれたい。

3-3 歴史的評価と解釈

A. 首長居館としての評価

さて、前項に示した調査成果に対するいくつかの可能性を前提として、北方区画に大形掘立柱建物以外の居住遺構の存在を想定し、首長居館だとした場合、規模から考えればそれは分類私案の第IIないしIII類型ということになる¹⁾。しかし、年代的な古さによる居館属性の未成熟や資料の欠落等を勘案すれば、明らかに第II類型の大共同体(クニ)クラスの首長居館を考えるべきであろう。だが、この場合南方区画の機能が問題となる。240×110mもの規模の区画内のごく一部分のみに、これまた小規模な区画をもつ掘立総柱建物や独立棟持ち柱建物が集中することは異常である。



堅穴住居が同時共存しないとすればなおさらであり、一体、これだけの広大な区画溝で囲まれた大部分の空間は何なのだろう。

類似例がまったくないわけではない。群馬県新田郡新田町中溝・深町遺跡では、4世紀中頃の幅広の17号溝に囲まれた2棟の大形堀立柱建物を持つ、内法58×28mの居館風の長方形区画の北方に最低200×150mにも及ぶような広大な祭祀空間が展開することがわかっている。(図1)そこには四面庇の堀立柱建物や集石土坑(井泉か)、溜池状遺構、周溝を持つ祭祀的建物だけが、大溝で区画された不整形区画が存在し、穿孔土器、ミニチュア木製鋤、桃核などが出土する。長方形区画に先行して、仿製内行花文鏡やガラス小玉を出土した堅穴住居群や集石土坑(井泉)があるので、先行する居館区画が重複して存在した可能性もある。ここでは八王子遺跡よりもさらに小規模の第III類型居館(小共同体首長相当)に付随する、不釣り合なほど広大な祭祀空間ということになる。
＜A2案＞

しかし一方、この点は、廻間I-0式とI-1～3式に分けた時期区分が正しく遺構に反映されているかという基本的な問題にも関わる。もし、多数の堅穴住居や小規模な堀立柱建物群が廻間I式という時間幅に新旧普遍的に存在したと仮定してよいのであれば、南方区画は一般の居住区ということになり、弥生時代の一般的環壕集落、あるいは大形環壕集落の内郭の規模に匹敵することと矛盾しない。この区画溝は弥生時代の環壕とは明らかに規模や構造が異なる防御性の薄いものであるから、環壕集落がそのまま残存したものでないことは明らかであるが、その中心的な場所に溝や堀で囲んだ総柱建物や独立棟持ち柱建物が集中することは弥生時代環壕集落の内郭とそのなかの特定区画という構造と類似する。

八王子遺跡の南方区画の場合、溝で囲まれた総柱建物と互い違いに存在する柵あるいは堀による方形区画、あるいは独立棟持ち柱建物などの同時性や構造は明らかにできないが、仮に一体的なも

のであれば、特定区画は最小で500㎡、最大で2500㎡程となり、後者であれば弥生時代の大形環壕集落の特定区画の規模にほぼ匹敵する。南方区画がはたして弥生時代の環壕全体規模の居住地なのか内郭規模の居住地なのかは、簡単には判断できないが、南方区画は、集落成員から離脱して独立した居館を営み得ない首長の居宅や祭祀空間を含む特定区画をもった一般居住地と考えることもできるのである＜A1案＞。

このように考えると、後期・山中式期の環壕内構造が不明な憾みはあるとはいえ、特定区画の規模や内容、南方区画を環壕内郭規模と考えた場合、そこには弥生時代以来の小共同体首長クラス的首長の存在と集落構造が彷彿されるのである。つまり、3世紀初頭のこの地域の小共同体首長は未だ自らの共同体から階級的に離脱していないことになる。地域的な視野で見ると、八王子遺跡は弥生時代以降、径約3kmほどの領域に密集する萩原遺跡群の中核的集落であることが判明しており、全国的視野からみてもそれが小共同体の領域に相当することに躊躇しない。

とすれば、北方長方形区画の大共同体首長(クニのオウ)の居館はまったく同じ条件のもとですでに自己の共同体からの隔絶した階級的位置を獲得したということになる。そして、北方区画の外溝が南にむけて開放され前庭ともいえるべき外部祭祀空間を有して、祭祀遺物を投棄した大溝NR-01や井泉に対峙していることは、祭祀を主宰する大共同体首長(オウ)の出自もまた南方区画の集落ひいてはその小共同体にあったと考えることが可能であろう。南方区画の小共同体首長はあるいは北方区画大共同体首長の一族であったのではないかと想像する。

濃尾平野ではこの時期、八王子遺跡を含む萩原遺跡群を中核とした古代の「中嶋」郡に相当する領域のほかに、こうした拠点的な大集落を擁する集落群や古墳の分布域が六カ所想定されている²⁾。それぞれ丹羽、春部、海部、愛智、羽島、安八といった「郡」に相当する中核的な大共同体(クニ)

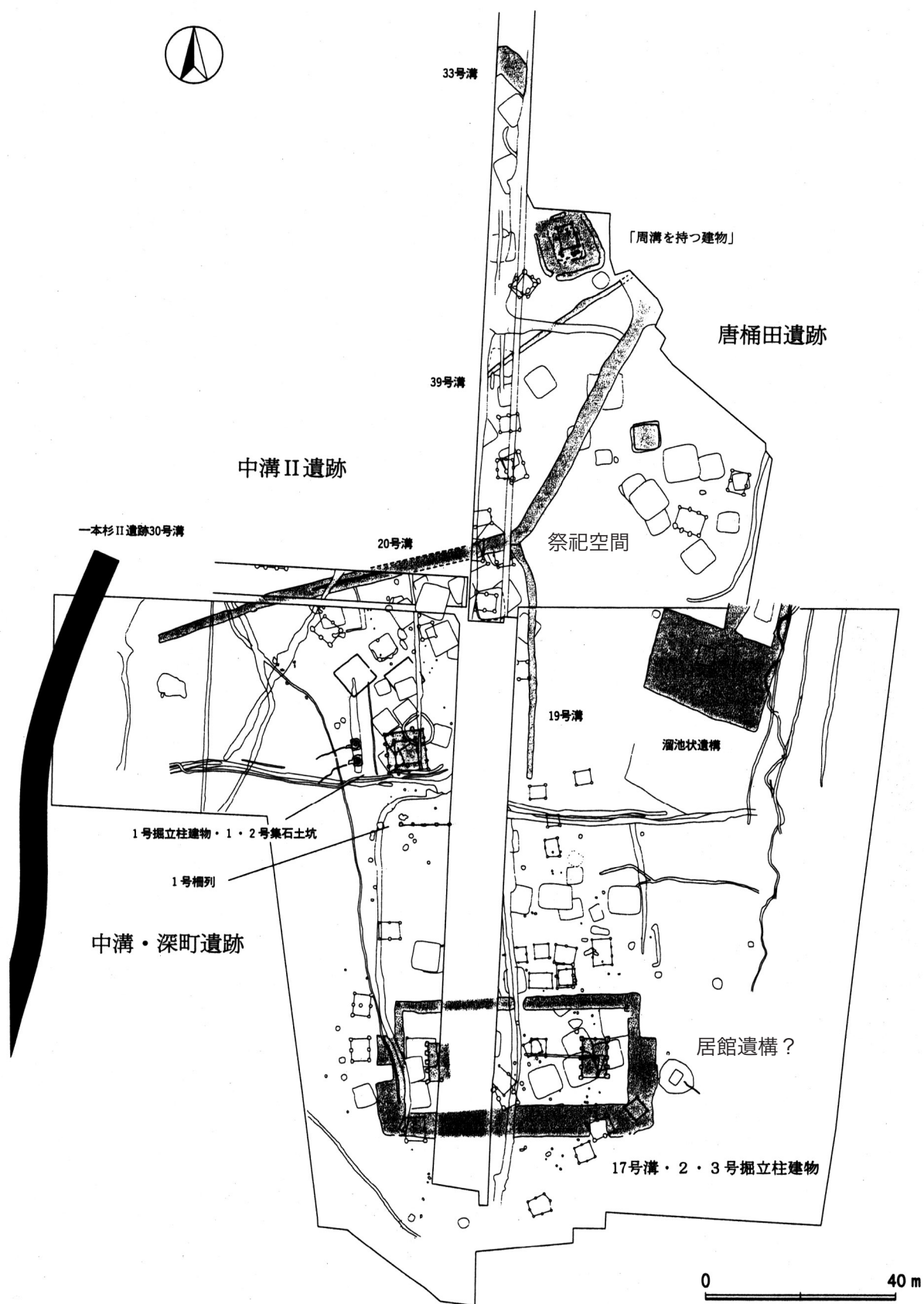
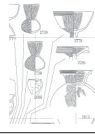


図1 中溝・深町遺跡の居館遺構と祭祀空間



が林立していたものと考えられるが、さらに他にも山田、加茂、本巢、揖斐、不破、海津などの周辺の大共同体（クニ）も想定すべきであろう（図2）。八王子遺跡の北方長方形区画が第Ⅱ類型居館であるならば、それはこうしたクニ単位に存在するオウクラスの居館なのであろう³⁾。

B. 祭祀空間としての評価

一方、北方長方形区画を発掘の成果そのままに中心の大形掘立柱建物以外何もない空間が広がっていたと考えた場合、これを積極的に首長居館とする根拠を欠く。首長居館でないとするれば、前面の井泉や大溝の祭祀遺物から考えて祭祀空間であったとせざるを得ない。溝（あるいは内側に土塁と堀）で囲まれた中心には高殿の祭殿が一つ浮かぶ。当然その南の前庭は祭場となろう。

だが、この場合でも二つの案が用意できる。一つは、北方区画が祭祀空間であったとしても、南方区画はA1案同様、小共同体の首長居宅や祭祀空間を含む集落居住空間と見る考え< B1案 >であり、今一つは、南方区画もまた祭祀空間とする理解< B2案 >である。

B1案の可能性ある例として滋賀県守山市下長遺跡例（図3）を見てみよう。ここでは500×300mほどの3世紀を主体とする広大な居住域の西端に、庄内式（新）～布留0式期の一辺50mほどの第Ⅱ類型の首長居館があり、さらに西60～70mを隔てて、内部に柱列以外の遺構が見られない一辺65m以上の方形環溝が存在する。両者間の空間に遺構は希薄であり、後者からは土器埋納坑や素文鏡が出土し、北東部を流れる河道内からは同時期の準構造船や儀杖、直弧文入り刀柄頭、蓋立ち飾り、琴、団扇状木製品などの大量の木製祭祀具、石釧、重圈文鏡が出土している⁴⁾。八王子遺跡例よりは一回り広く、第Ⅱ類型首長居館に付随していることから、私は「栗東」大共同体首長の居館であり、彼が管理、主宰する大共同体（あるいはそれを越えた「国」）の祭場であろうと考えている。

さて、南方区画を居住空間とみるB1案の分析

については大概A案で述べたが、北方区画を祭祀空間とした場合、北方区画での祭祀を主宰し執行する主体たる首長は南方区画に居住する首長とは考えにくい。なぜなら、「萩原」の小共同体首長である彼の政治的・祭祀的レベルは南方区画内の特定区画に如実に現れているのだから、北方区画のような広大な祭祀空間での祭祀主体はやはりより高次の「大共同体」首長以上のレベルを考えるべきだからである。このように考えると、この大首長の居館は「萩原」小共同体を擁する「中嶋」大共同体の中核集落である八王子遺跡の未発見の別地点に存在することになる。

B2案は、さきの中溝・深町遺跡の17号溝長方形区画が祭祀空間であった場合も同様だが、この場合はさらに複雑な解釈を想定せざるを得ない。北・南区画の誕生した廻間I-0式期には大形掘立柱建物や特定区画建物以外の一切の居住遺構はなかったと考えた場合、確かに双方とも祭祀空間と考えざるを得ない。そして、南北二つの祭祀空間は大溝NR01を挟んで互いに関連を持ちながら祭祀が行われたことになる。この場合、北方区画はやはり高殿（祭殿）を中心とした一般民衆の立ち入れざるより聖なる空間であり、南方区画は共同体を挙げての祭祀実現の場であったとも考えられ、この二つの区画遺構はきわめて短期間（廻間I-0式期）に機能したことになろう。

そして前者の「民衆の立ち入りがたい祭祀空間」とは、いかにその祭祀が共同体を体現したものであろうと首長の独占的祭祀であり、それは本質的に「首長居館」ないしそれと同等の階級の本質を担うものである。この場合の祭祀としては殯儀礼、首長霊継承儀礼、即位儀礼などが想定される。滋賀県守山市下長遺跡や長野市石川条里遺跡SD1016のように前期古墳副葬品に共通する鏡や石製腕飾類をもつ例は、祭祀空間であろうと首長居館であろうと今後この点で注意する必要がある⁵⁾。

このように考えると、八王子遺跡の祭祀空間を設営し得た権力母胎もやはり大共同体首長以上を

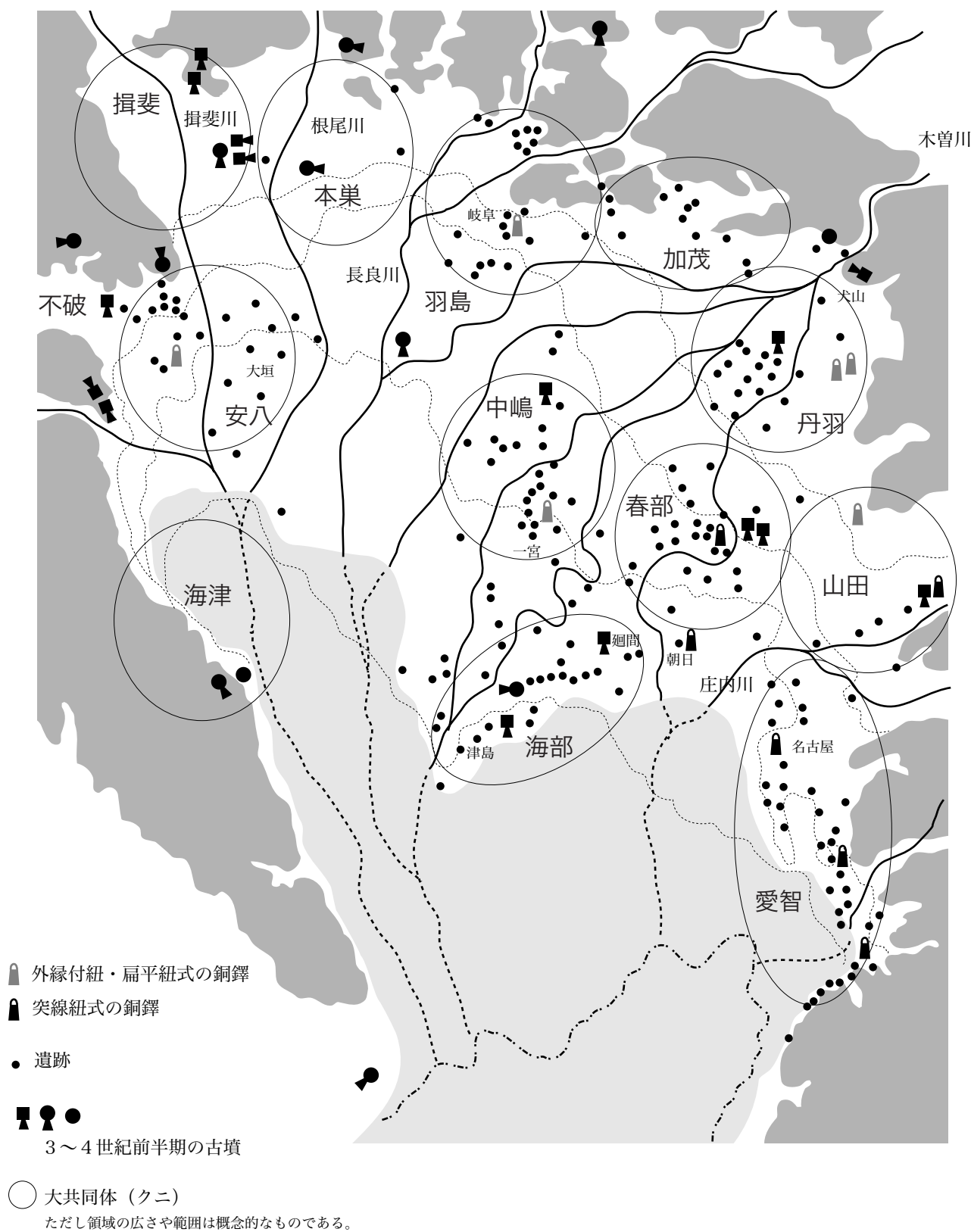
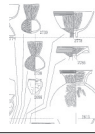


図2 濃尾平野の集落・古墳分布と大共同体(クニ)
(赤塚 1995 に加筆)



図3 下長遺跡の首長居館と祭祀空間(遺跡全体の西半部分)



想定する必要がある。大共同体首長が主宰する祭祀のもとに結集した祭祀を共有する小共同体首長や共同体成員のリーダーたちがこの祭場に勢揃いした姿が想像される。ただし、私は現時点での3世紀前半までの濃尾平野の首長墓の規模や分布、副葬品内容や集落構造などからみて、大共同体を越える階級的な首長が傑出しているとはとうてい思えない。もちろん近江「栗東」大共同体首長のよう、複数の大共同体群の首長=「国」の王の存在は当然想定しうるであろうが、それは祭祀を共有する融和的な、一時的な政治的関係を想定すべきであろう。未発掘の隣接地に他地域に類を見ない巨大な第Ⅰ～Ⅱ類型の居館が存在するなら別だが、八王子遺跡の首長居館から遊離した二つの祭祀区画空間は逆に階級的に傑出した大共同体群の首長=国の王、あるいはそうした大共同体首長の存在をも否定しているように思える⁶⁾。

以上、八王子遺跡の古墳時代前期初頭の区画遺構について、いくつかの可能性を想像も含めて掲げてみた。残念ながら、今のところ私にはA案、B案を決するだけの積極的な根拠は持ち合わせない。いやむしろ詳細な報告本編をみれば、ここでの私の懸念や可能性の議論はすでに解消済みの問題かもしれない。その場合の本コメントの紛は外野の戯れ言として了とされたい。

いずれにせよ本遺構の性格を考えるに際して、3世紀前半という限られた時期の比較すべき同時代類例資料があまりにも欠落していることに加え、八王子遺跡の資料そのものの遺構相互の厳密な同時性の把握には困難な状況があり、発掘地点以外での重要遺構の存在も否定できない現状では解釈の基点が定まりにくい。今はいくつかの可能性を整理しておくことで、今後のこの時期の類例資料の増加と濃尾平野での政治的枠組みの議論整備を待つしかない。

4 再び首長居館の階級的位置づけについて

—大平聡氏の居館論によせて—

ところで、北方長方形区画全体を祭祀空間と見るか首長居館と見るかによって、3世紀の濃尾平野での首長権力（少なくとも大共同体首長の）の階級的位置づけは大きく異なる。前者の場合、この祭祀空間は実に弥生時代的な共同体の利益達成のための意志の統一と高揚の実存の場であるから、そこは大共同体首長が管理する共同体所有地(物)である。ただし、前にふれたようにこの祭祀の内容が、首長の独占的祭祀の性格をもった民衆の立ち入りが見たい祭祀空間であるか、あるいは後者の首長居館であった場合は、自らの所属した共同体の居住地(集落)を飛び出してその外部に居宅と祭祀、生産などに関わる付属施設を設けるのであるから、それはもはや共同体所有物からは遊離した首長の占有物、つまりは個人的所有に帰したと考えるべきである。私は後者の階級的位置づけを考える。最後にわざわざ紙上を借りてこのような問題にふれる理由は、首長居館に関する私の主張に対する大平聡氏の見解とその相違を明確にしておきたいからである⁷⁾。

そもそも<首長居館>とは首長の個人的所有であり、首長居館の成立と共に誕生する前方後円墳(あるいはやや遅れて成立する前方後方墳などの古墳一般)が単純に首長の私的所有物としての<墓>では決してなく、共同体を一身に体現し再生産する首長霊継承儀礼執行の<場>としての個人的所有物としてあったのと表裏一体の関係にあると言えよう。政治史上の弥生時代と古墳時代の区分を首長の個人的所有の成立としても評価する意義がここにある⁸⁾。

ところで、祭祀空間と首長の居住空間との関係は弥生時代以来未だ不明な点が多い⁹⁾。確かに資料が整う3世紀後葉以降の首長居館を見ると、居館内に明確な祭祀空間を設けるのは5世紀後半以降の第Ⅰ類型の大形居館に集中している限られている。しかしこのことから、三ツ寺Ⅰ遺跡な

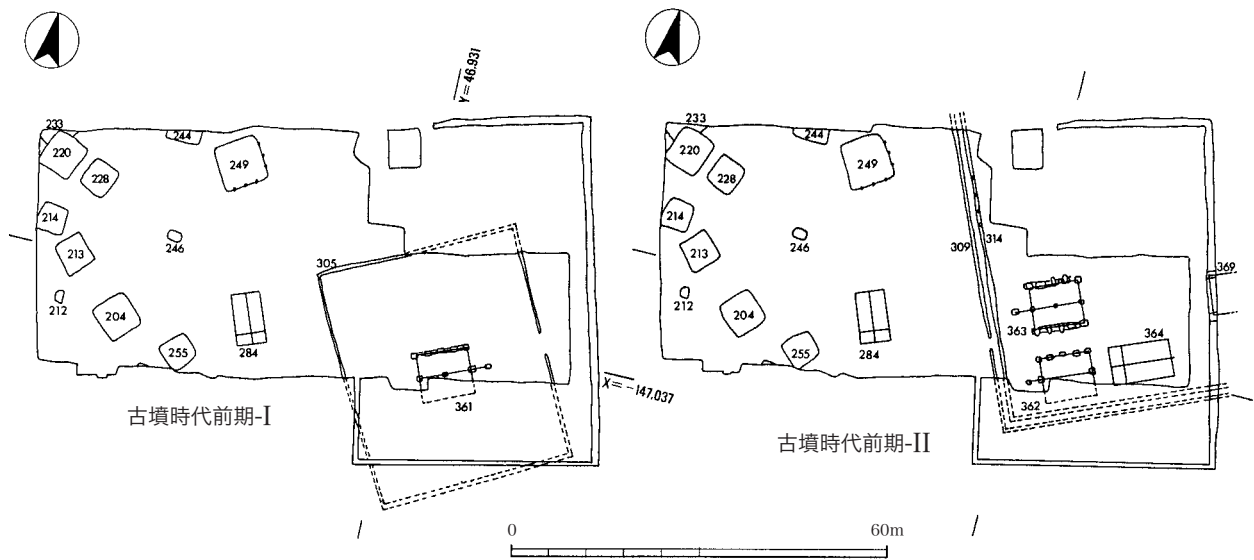


図4 高茶屋大垣内遺跡の祭殿(左)と首長居館(右)

ど「5世紀的居館」では祭祀が首長に深く関わる場所に取り入れられ、首長権の強化が図られたのに対し、それ以前では祭祀の場が共同体全体につながる形態で居館外に存在していた、と考えることも一面的である¹⁰⁾。発掘調査によって全体像が判明したわけではないが、4世紀以前でも第I類型の京都府向日市中海道遺跡や奈良市南紀寺遺跡のように居館内に祭殿区画や井泉が存在する例がある。同じく第I類型の石川県小松市千代・能美遺跡(4世紀前半)もこの可能性が高いであろう¹¹⁾。また、三重県津市高茶屋大垣内遺跡は4世紀前半に、集落の一角にあった40×30mの祭祀空間が、一辺50mの第II類型居館に発展的に引き継がれた可能性のある例である(図4)¹²⁾。

その一方で、第II類型では5世紀以降でも群馬県本宿郷土遺跡、水久保遺跡、福島県古屋敷遺跡、神戸市松野遺跡、奈良県藤原宮下層遺跡のように明確な祭祀空間の存在が想定しがたい例もあり、奈良県南郷大東遺跡の導水祭祀遺構は想定される5世紀の第I類型居館(名柄遺跡)内祭祀とは別の外部の祭祀空間である。居館内への祭祀空間の設営は時代を問わずむしろ首長の階級的隔絶

度によるものと考えらるべきであろう。つまり、「5世紀的居館」が首長権力の強化に具現するのはまさに東国での歴史的所産であって、少なくとも王権への参画が早かった近畿以西の第I類型の3・4世紀の首長居館ではすでに居館内に祭祀空間が整備されていたと考えらるべきであろう。

さて、註7)(A)論文で大平氏は考古学者の「豪族居館」というネーミングに違和感を感じると述べ、「豪族」という「言葉自体に階級的支配関係がイメージされているように感じられ、その点でも疑問をいだかざるをえない」、と述べる。「首長」居館ならよいのかという点では明らかでないが、問題は用語にあるのではなく、大平氏と私の「階級」関係の成立に対する理解の違いにある。大平氏による「階級」形成論は、「首長の階級支配の拠点として、5世紀的居館が三ツ寺I遺跡に最高の発展形態を見せる、という理解には根底からの疑問を呈さざるを得ない」(P69)とか、「5世紀が、全国規模で『開発の時代』にとらえられるなら、耕地開発の推進主体として共同体の先頭に立つ首長には、土木技術、治水灌漑技術、それを可能にする物的保証、とくに鉄製耕起具の安定的供給と

労働力維持のための余剰生産物の蓄積・管理、そしてそれを外護して実現を約束する神への祭祀とが、共同体成員から期待されたと考えて問題なかろう。それが首長権強化の歴史的 content であり、それを梃子にして、首長が共同体成員に対する階級的支配に転じるのは、6世紀以降のことであった」(P70) という表現から明らかなように、6世紀以降の共同体内部の経済的矛盾¹³⁾こそが首長と一般民衆間の階級関係の実態だと考えている点にある。こうしたスタンスが、三ツ寺I遺跡を首長の私的所有物とは考えないにもかかわらず、「宅地の私有を契機に首長による土地所有が進展し、確立された経済基盤に基づく拡大再生産が首長の経済的支配力、すなわち階級的支配力を強化せしめ、首長権の強化をもたらす、そのもっとも発展した形態が、首長の居宅内に祭祀の場、首長権のもっとも重要な機能を行行使する場を独占する三ツ寺I遺跡に見られるという論理展開は、それなりに説得力がある」という理解にも表れる。氏にとって5世紀以前の首長が階級的存在か否かを決断する最大の視点は、彼は土地の私的所有を実現し、彼の「首長(豪族)居館」は「私的所有」物なのか、それとも吉田晶氏のいう「共同体的所有を形式とする首長的私有」なのかにあり、もちろん氏は後者の立場にこだわる理由でもあろう¹⁴⁾。

しかし、私は首長と共同体成員との階級関係はこうした首長の私的所有の形成を背景とした首長の経済的支配力の強化によって初めて達成されたとする理解には到底ついていけない。マルクスの直接的な助力があったとされるエンゲルス『反デューリング論』では、支配-隷属の関係の歴史的形成における<二つの道>を<アジア的>国家形成に直接密着した政治的階級形成の問題と、<古典古代>の純然たる社会・経済的階級形成の問題として提起し、階級形成の問題がその進行にあわせてまさにこの二面性において方法的に追求されねばならないことを早い時期に指摘していた。残念なことに社会経済史家エンゲルスは、その経済還元論的発想ゆえに、『起源』において第1の道、

とりわけ<征服>の問題を全く病的な慎重さと巧妙さにおいて回避してしまったため、その後のマルクス主義主流は社会的・経済的階級形成こそが階級形成の本質であるかのごとく規定して憚らなかったという歴史がある¹⁵⁾。

だが第1の道はこう説明される。<アジア的>国家形成に直接連なるあらゆる時代の原生的な共同体において、共同体の生産力や人口の増大によって共同体の利害を保護、撃退するための公的な共同機関が作り出されるが、このような共同体的職務はある種の全権を委任され国家強力の端緒を形成する。まもなくそれは一部の世襲化の結果、他の諸群との衝突が増大するにつれて益々不可欠のものとなり独立化し、個々の共同体内部の特定個人の手に委託される、のだと。ここには、どこでも政治的支配の基礎には社会的な職務活動があったとするより本源的な道が示されていたのであるが、エンゲルスが放棄した第1の道の「社会に対する社会的機能のこのような独自化が、どのようにして時と共に強まって、社会に対する支配となることができたか」こそが実証的に追求されねばならない。

私は、第1の道での階級の形成はすでに弥生時代に遡ると考えている。弥生前期以来の北部九州を中心とした熾烈な戦争の結果として共同体間(小共同体-大共同体=クニ-国-国連合)の重層的な階級関係が生まれ、その過程で首長は開発推進者、紛争調停者、水利や生産物の管理者、交易・流通システムの管理者等々としての行政的・司法的権限はもとより、自らの共同体を滅ぼすことなく一層の発展を実現するための、とりわけ共同体を統率する軍事指揮官や最高祭司としてのカリスマ的性格を通じて、政治的・祭祀的な階級的首長へと転化していく。北部九州以外ではこの苛酷な階級関係は未成熟であるが、ついには「倭国乱」後の3世紀初めの新しい政治的枠組み(新生倭国=ヤマト王権)の誕生によって、西日本を中心とした前方後円墳築造のヒエラルキーに表徴されるより一層重層化された共同体間階級関係を生んだ¹⁶⁾。古墳



時代の幕開け（新生倭国=ヤマト王権の誕生）と同時進行で出現する首長居館の階級的性格もまさにこうした政治的状況を背景として理解すべきなのである¹⁷⁾。

八王子遺跡の北方長方形区画はたとえ大共同体レヴェルの首長居館であったとしても、3世紀初めのしかも「狗奴国」の領域の可能性ある地域のものであれば、新生の王権とは直接の政治的関係のない、まさに在地共同体の内的関係性のもとに

生まれた首長の個人的所有物（地）といえよう。また祭祀空間であったとしても、それを実現し国家としての共同体のイデオロギーの一体性を一身に体現した首長の居館に対応する存在であった可能性は高く、この場合もまた、個人的所有物（地）として、3世紀における首長と共同体成員との階級関係を表徴する〈場〉であることに何ら変わりはないと考えるのである。

【註記】

- 1) 寺沢 薫「古墳時代の首長居館—階級と権力行使の場としての居館—」『古代学研究』第141号 1998年
- 2) 赤塚次郎「東海」『ムラと地域社会の変貌—弥生から古墳へ—』埋蔵文化財研究会 1995年
- 3) 久住猛雄氏は、私が註1) 論文で、首長居館の最も重要な分類はそれが民衆から隔絶した存在か（A類）、そうでないか（B類）であるという指摘を、「おそらくそれは誤りであろう」と述べ、その理由を大集落の直中にある（B類）には政治拠点としての「都市」を形成するものがあり、首長の實力は後者の方が高く評価されるべきだからだという。
しかしそうした場合の都市形成と首長居館形成が同じ首長権力によるのかどうかはむしろ先見性を排除して議論すべき重要な点ではないか。久住氏にはおそらく奴国の比恵・那珂遺跡群や須玖遺跡群、伊都国王都の曾根遺跡群などの都市性とその権力母胎が念頭にあり、私も現状でその可能性は積極的に評価したいと思っているが、むしろ私見では王権の大王居館と大王都（私の言う纏向遺跡都市論）以外は、都市形成を促した真の権力者（王権）とそれを直接管理する首長居館（在地首長権力）がまったくイコールである場合は皆無に等しいであろうと考えている。だから私的には久住氏が「この場合、対応する奥津城である古墳の規模かならずしも相関しないことがある」というのは至極当然のことではないかと思っている。
いずれにせよ、註1) 論文はその註の冒頭にも明記したように首長居館形成の歴史的・階級的意義に限定して論述したものであり、全体構成の前半部分にあたる「集落から都市へ—首長居館の成立と都市の誕生—」『古代国家はこうして生まれた』角川書店、1998年2月刊を併せて参照していただければ、都市論と首長による環壕集落解体論をも見据えた私のB類型居館の評価が、註1) 論文を背景から補強した形で提出され、そこには久住氏とは全く別の評価がなされていること自明であろう。
- 4) 岩崎 茂編『下長遺跡発掘報告書VIII』守山市教育委員会 2001年。なお、遺跡の全体像と資料については、守山市教育委員会山崎秀二、岩崎 茂、伴野幸一氏の教示によるところが大きい。
- 5) 註1) 論文では石川条里遺跡SD1016を祭祀空間と考えたが、その後下記報告書の刊行を知り、4世紀中頃の第I類型の首長居館と考えようになった。報告者はむしろその祭祀性を強調するようであるが、居館内でのこうした祭儀が執行された典型例となる資料ではなかろうか。
市川隆之・白居直之編『石川条里遺跡 中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書15』（財）長野県埋蔵文化財センターほか 1997年
- 6) B案はきわめて魅力的な解釈であり、『魏志倭人伝』の「狗奴国」=濃尾平野領域説にたつのであれば、当然、その男王や官「狗古智卑狗」との関係が取りざたされよう。しかし仮にその場合であっても、私は「狗奴国」とは濃尾平野のクニグニ（大共同体群）の共存共栄の一体性の総称であり、男王を擁するある特定の大共同体（クニ）がそれらの政治的・階級的頂点に立っていたという政治構造は考古学的にはほとんど考えがたいと思っている。はたして「狗奴国」の実像と『魏志』や『魏略』での「狗奴国」の認識にはかなりの齟齬があるのではないかと疑っている。ましてや狗奴国を盟主とするさらに広域な政治的連合関係を想定する「狗奴国連合」説などにはとてもついていけない。
- 7) (A) 大平 聡「古代史からみた豪族居館」『季刊考古学』第36号 1991年
(B) 大平 聡「古代史と豪族居館—『豪族居館』と『首長（居）館』」『古墳時代の豪族居館をめぐる諸問題』東日本埋蔵文化財研究会群馬県実行委員会・群馬県考古学研究所 1998年
- 8) 大平氏が註7) (A) 論文で引く、吉田晶氏の4・5世紀の所有は「共同体的所有を形式とする首長の私有」（共同体的結合を人格的に体現するという形式を引き継ぎながら、実質的には共同体所有を首長の私有に転化している所有：吉田晶『日本古代村落史序説』塙書房 1980年、「日本古代国家の形成に関する覚書」

『日本古代の国家と村落』塙書房 1998年)という表現は所有論の一般的理解からはわかりにくい表現であり、「首長の個人的所有」とするべきであろう。そして、それを5世紀以前の首長の所有をあくまで「私的所有」との二者択一によって「共同体的所有」範疇に帰するのであれば、弥生時代の巨大環壕集落内にあった首長居宅ないし首長の居住する特定区画が古墳時代になって集落外部に独立した居館(居宅)を構えることの意味を階級的、所有論的に明確に説明する必要がある。

なお、6世紀に初めて共同体内部に相対的自立性を持つ個別経営が成立したとする考えや、逆にそれが私的所有の出現を示すという考え方は、家父長制論とともにかつての群集墳研究が示した見解であったかもしれないが、時期区分も含め現状では承服しがたい。また、三ツ寺I遺跡を「5世紀の居館」として押し込め、6世紀の原之城遺跡を防御の機能を高めた画期とみることも、先見的に6世紀に画期ありきの感がある。はたして考古学的に三ツ寺I居館と原之城居館との間に本質的な差異などあるのだろうか。

- 9) 現在のところ首長の住処と祭祀空間の分離が確認された例はない。しかし、反面、方形に区画された特定方形区画に首長の居所があるとすると積極的な根拠もない。この点で興味深いのは、後期後半の滋賀県守山市伊勢遺跡の例で、ここでは、集落のほぼ中央に建立された真北方向の二層構造をもつと推定される楼閣状の大形掘立柱建物を中心として、径約150mの円弧状に、独立棟持ち柱建物がほぼ等間隔に配列される祭祀空間を造作している。そして首長の居所と考えられる一辺30m以上の柵で囲まれた特定方形区画は、まさにこの楼閣状建物に隣接しており、2世紀後半の二者の関係を示す貴重な成果と考えられる(守山市教育委員会伴野幸一氏の現地での教示による)。

- 10) 註7) 大平聡「前掲論文」

- 11) (財)石川県埋蔵文化財センター『小松市千代・能美遺跡平成12(2000)年度現地説明会』2000年。

なお、調査担当者の林 大智氏から現地でも多々教示を得た。

- 12) 田中久生・川畑由紀子編『高茶屋大垣内遺跡(第3・4次)発掘調査報告書』三重県埋蔵文化財センター 2000年

- 13) 註5) 吉田晶『前掲書』

- 14) 大平氏は、私が註1)論文で首長居館の階級的隔絶性を述べるために、大平(A)論文の階級形成にかかわる基本的な考え方を批判した部分に対し、(B)論文において、「寺沢の批判は、私が基本的に5世紀代の首長を共同体を体現する首長と考え、このような首長が階級的支配者として共同体成員の前に現れるようになったのは6世紀以降のことではなかったかと述べた点に対して向けられたものであるらしい」と述べ、「この点については、都出(都出比呂志「古墳時代の豪族居館」『岩波講座 日本通史』第2巻1993、:寺沢註)が、『根本にあるのは、共同体的所有であり、個別経営が未成立とされている以上、これを首長の個別経営、首長の私的私有(所有か?:寺沢註)と等置できない』と私の文章を正確に引用して『賛成できない』と述べていることと合わせて述べた方が生産的であろう」と書いて、問題を註5)でふれた「首長の私有」の評価にすり替え矮小化してしまった。

引用の一言一句が正確でなかった点は反省しなければならないが、私の註1)論文での大平批判(もちろん吉田氏も含めて)の意図は、以下の本文で述べる階級形成に関する本質的な理解の相違であって、第2の道論に拘泥した首長居館の所有論や個別経営如何の問題ではない。なお、後者の問題に関する都出氏、および大平氏あるいは吉田氏との見解の相違は註1)論文で十分にふれておいたつもりである。私は、古墳時代首長と民衆間の階級関係論と首長の個別経営や所有論とは別次元の問題(換言すれば、階級形成の第1の道論と第2の道論)だと考えるから、「合わせて述べた方が生産的」だと考えるのは、大平氏や都出氏らの理解する階級形成論でしかないことだけは明確にしておかなければならない。

- 15) 滝村隆一『国家の本質と起源』勁草書房 1981年

- 16) 寺沢 薫『王権誕生』(日本の歴史 第02巻)講談社 2000年

- 17) さらに言えば、「ヤマト王権との関連」に関わるこの点についても大平氏とは大きく見解が異なる。「ヤマト大王からの一方的設定としてすましていた研究段階は、もはや遠い過去のこととなっている」ことは確かだろうが、もはや「在地社会の、共同体と首長の関係に社会変動の源泉を求め、その総体としての歴史像を構築しようとする」在地共同体の内的矛盾の自発的達成論の集合だけで、古代史のダイナミズムも時とともに変貌する権力や集団関係のベクトルの行方もすくい取れないことも自明ではないか。それは、王権と地域権力との歴史的関係や歴史的事象に対する同等の評価をよりどちらからの目で見るとかというだけのこともかも知れないが、さきの階級形成に関わる理論的視野と発想に深く関わっているだけに根は深いものがある。この点については首長居館だけに限らず、生産、開発、農業技術、集落、古墳、祭祀等々に関わる山積する考古学的成果をトータルに評価することでかなり明確な像は結ばれつつあると確信するが、もはや本論の主旨ではないのでひとまず筆をおくことにしたい。

補注) なお、紙幅の関係で新出の首長居館資料以外の文献はすべて割愛した。これらについては註1)文献の文献註を参照願いたい。